

令和6年1月4日

お客さま 各位

富山県信用組合
理事長 芝田 聡

令和6年能登半島地震による「地震被害に関する特別相談窓口」の設置 および預金払い戻し等の対応について

このたびの「令和6年能登半島地震」の影響により被害を受けられた皆さまに心からお見舞い申し上げます。

富山県信用組合（理事長 芝田 聡）は、今般の地震の影響による被害と、これに伴う資金繰り等に関するご相談、ご要望にお応えするため下記の通り相談窓口を設置いたします。また、預金通帳などの紛失に対しましてもご相談に応じるとともに、便宜のお取扱いをさせていただきます。

記

1. 相談窓口の設置

窓口設置期間	令和6年1月4日（木）より
設置店舗	全営業店（※1出張所について）
設置日時	通常の営業日時
対象となるお客さま	中小企業および個人事業主のお客さま ならびに 一般個人のお客さま ※当組合とのお取引の有無は問いません

2. 預金等の便宜払いのご相談

窓口設置期間	令和6年1月4日（木）より
対応店舗	全営業店（出張所含む）
対象となるお客さま	災害救助法が適用された住所のお客さま
ご相談・便宜扱いの内容	①預金通帳、証書、印章等を紛失された場合のお支払い ②定期預金等の期日前払出しのご相談 ③損傷紙幣等のお引換え ④国債を紛失された場合のご相談 ⑤今回の災害により支払期日を経過した手形（電子記録債権を含む）に関するご相談 ⑥災害に伴う応急資金等のご相談 ⑦その他

※1 砺波支店庄東出張所、砺波支店出町出張所は砺波支店窓口、庄川井波支店井波出張所は庄川井波支店窓口となります。